

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070010	土地区画整理事業における公共施設充当地域についての事業施行者の証明書の発行要件の見直し	租税特別措置法 (第33条、第33条の4) 租税特別措置法施行規則 (第14条、第15条) 土地区画整理法 (第2条、第109条) 土地区画整理法施行令 (第67条)	土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして施行区域内の土地等が買取られ、対価を取得する場合には、譲渡所得の5,000万円特別控除が適用可能となる。	土地区画整理事業(先行買取)に係る事業施行者の証明書の発行要件として、現在は「買取りに係る土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行すること」と指定されているが、地目が宅地のままでも譲渡の特別の対象とする。その場合において、買取りに係る土地を公共施設の用地として登記をした旨を証する書類として交付が義務づけられる登録簿謄本に代えて「買取目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」を認める。	土地区画整理事業(減価補償金地区)における公共施設充当地域については、土地を先行買取することができることとなり、その土地の譲渡所得に課税の特例が適用できることとなっている。しかしながら、種別の特例を適用するには、「当該土地等を当該公共施設の用地として登記をした旨を証する書類」の交付が義務づけられており、更に、「当該買取にかかると土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行」することとされている。 また、土地区画整理事業運用指針では、「公共施設充当地域を取得した場合においては、法務局と十分に調整の上現況に照らして当該土地を公共施設に供する土地として登記申請するものが望ましい」とされている。そのため、法務局(登記部門)へ当該土地の地目変更についての協議を行ったが、現実主義を根拠に地目変更に応じてもらえない状況にある。 (提案理由) 本市が減価補償金の交付に代えて用地の先行買取を行おうとしている空地に集合住宅があり、この集合住宅をすぐに撤去せず、当面、中新移転の仮住居として有効活用することを検討している。これは、①仮住居費の移転補償費の縮減(約9,000万円)、②中新移転者の負担軽減による事業の円滑化が見込まれることによる。当該土地の買取について課税の特例を適用したい。 (代替措置) ①地目が宅地のままでも(証明書の発行を可能とし)、課税の特例の対象とする。 ②証明書発行の際の交付書類として、「買取目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」でも可能とする。	C	-	租税特別措置法第33条第5項第3号の5は、「公共施設の用地に充てるもの」の譲渡について、特例を定めているものである。本提案は「宅地を特別の対象に追加してほしい」というものであり、「特区、公共サービス改革集中交付」募集要項」の留意事項における「単に租税減免措置の優遇を求めるもの」に該当するため、検討の対象とはならないものである。		1006010	松山市	愛媛県	財務省 財務省 国土交通省
070020	たばこの製造・販売に係るたばこ事業法の適用除外	たばこ事業法第8条	製造たばこは、日本たばこ産業株式会社でなければ、製造してはならない。	たばこ事業法第3条原料用国内産たばこの生産及び買入れ者に日本たばこ産業株式会社以外に地方自治体を加えていただきたい。加えて同法第8条のたばこの製造についても地方自治体も製造者に加えていただきたい。	刻みたばこ原料「阿波葉」の生産と「たばこ資料館」で「刻みたばこ」を製造・販売することにより、三好市の経済産業「たばこ」を全国にアピールし、農業振興や観光振興等地域の活性化に資する。 (提案理由) 三好市は、四国の中央部、徳島県の西端に位置している。たばこの伝来は、1612年頃蘭国蘭の移住者が、山崎町大野へ来て輸入したのが始まりである。今日まで400年余り、刻みたばこの製造が行われて来たが、近年が「刻みたばこ」の原料である産地「阿波葉」の買い付けしにくいことを決定している。一方、本市は19世紀に、たばこの製造販売を全国的に実施してきた「うたつ」の町並みと阿波葉の歴史と文化を後世に伝承する上で、この灯火を消すことは出来ない。ついで、地域の伝統を受け継ぐため地域でも「刻みたばこ」の製造・販売が出来るようたばこ事業法の緩和をお願いしたい。 また、特に刻みたばこ原料である「阿波葉」は気候が冷涼で急傾斜・種小の農地でも栽培できる上に、野生鳥獣による被害等の被害も受けにくいことから、耕作放棄地の防止などにも繋がっており、「阿波葉」栽培も存続させたい。	C	-	我が国が平成16年6月に締結した「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約(平成17年2月発効)」に基づいて、たばこ規制をより強化することが求められており、同条は、たばこの製造に関する規制としても機能している。 現在、こうした動きや、健康等への配慮を進めていく観点から、例えば小売等について、自衛隊に対する規制強化といった取組を進めている中で、製造について、特区という形式であったとしても、このような規制緩和を認めることは困難と考えられる。		1017010	三好市	徳島県	財務省
070030	除雪機械の使用制限の撤廃	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第3条、第6条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条、第11条	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第11条において、補助事業者は法令の及び補助金の交付の目的に従って実施に補助金等を行うもの用途への使用をしてはならないとされている。	国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用路線の制限を撤廃する。	国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用路線の制限を撤廃することにより、効率的な除雪を行う。 除雪事業は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法により指定された路線の除雪を行うに限り、国庫補助を受けて実施している。同法に定める「指定路線は昭和60年に指定以降変更がされていないが、除雪が必要な路線は増加しており、国庫補助を受けにくい車道の除雪を行わざるを得ない路線が増加している。 具体的には、地方公共団体が国庫補助を受けて購入した除雪機械は積雪寒冷地の指定された各地方公共団体道しか除雪することが出来ず、各路線間を移動する場合に指定路線以外を走行する方が効率的な場合があり、さらにその際に除雪を行うことが出来れば、時間的にも短時間で除雪を行うことが出来る。 ついで、効率的な除雪を行うため、国庫補助を受けて購入した除雪機械の使用路線の制限を撤廃することを要望する。	E	-	要望事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するものではない。		1031010	鳥取県	鳥取県	財務省 国土交通省
070040	貨物の輸出及び輸入等にかかる関税手続、検査要件の緩和	関税法第2条、第25条、第7条、第105条	関税法では、輸出入貨物の適正な処理を図るため、輸出入貨物の通関手続及び税関職員による検査を規定している。また、当該輸出入貨物を運搬する船舶の入出港に際しても、同法の規制の対象としており、その一環として、外国貿易船(外国貿易のため本邦と外国との間を往來する船舶)を外国貿易船以外の船舶として使用する時、船長に対して、資格変更の届出の義務を課している。(外国貿易船以外の船舶を外国貿易船として使用する時とも同様。)	現行法で規定されている貨物の輸入及び輸出について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し、国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航路への変更)に伴う貨物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。	外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。 (提案理由) 離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の確保や止を余儀なくされている。しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を削減すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)が本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくのである。 (代替措置) 外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多・比田港間を内航し、比田港・釜山間を外航することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることが出来る可能性があるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混雑による利用と貨物の輸出入等手続及び検査の緩和を図ることが出来るものと考えられる。 船舶の資格変更に関する 釜山・博多間の外国航路利用者とは、船舶の資格の変更を伴わず、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混雑による利用と貨物の輸出入等手続及び検査の緩和を図ることが出来るものと考えられる。	E	-	(1)要望事項は、離島と本土を結ぶ生活航路の確保のため、博多港と韓国(釜山港)を結ぶ、外国航路船舶(超高速船)の構造及び乗、下船方法等を変更し、国内・国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした場合には限り、船舶の資格変更に伴う、貨物の輸出入の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行うことを求めているものである。しかしながら、要望事項にある専ら旅客の輸送を目的としている外国航路船舶(超高速船)は、関税法上、外国貿易船(外国貿易のため本邦と外国との間を往來する船舶)には該当しない。従って、このような外国航路船舶(超高速船)については、外国貿易船等(外国貿易船及び外国貿易船)に対しての資格変更を規定する関税法第25条に基づき資格変更手続を要しない。 本要望は、同法第25条の資格変更手続が弊害となっているとの認識の下、同制度の緩和を求めるものであるが、本要望における外国航路船舶(超高速船)については同条に基づき資格変更手続を要しないことから、事実確認と照料する。 (2)なお、税関は、重要・多岐化する社会生活物品等の穿通阻止や関税・消費税のほのぼの防止等を図る観点から、船舶等の資格に関係なく、本邦と外国を往來する船舶等に乗船する全ての旅客及び乗組員の手荷物について、関税法第7条及び第105条に基づく検査を実施しているところである。 本要望では、本邦と外国を往來する船舶内や乗下船時において、国内旅客と国際旅客との間の接触を遮断するなどの一定の措置を行うこととであるが、船舶内及び乗下船時において、国内旅客と国際旅客の直接的な接触又は乗組員を介した間接的な接触を完全に遮断し、旅客・乗組員による密輸品等の手渡し・隠匿といった行為を完全に阻止するとともに、これを確実に担保することは困難であると思料される。 したがって、本邦と外国を往來する船舶に国内・国際旅客を混雑させ、船内及び乗下船時において、これら旅客の接触を遮断する方法により、輸出入手続及び検査の緩和を図ることは困難である。		1049010	対馬市	長崎県	財務省